職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟(以下「本連盟」という。)の定款第 34 条から第 37 条に基づき、本連盟の理事及び監事(以下「役員」という。)の職務権限を定め、一般財団としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第 2 条 理事は、法令、定款及び本連盟が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本連盟の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 役員の職務権限

(役員)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本連盟の業務の執行の決定に参画する 2 監事は、法令及び定款の定めるところにより、本連盟の理事の職務の執行を監査する。

(兼務禁止)

- 第4条 理事は、評議員、監事、司法機関の委員を兼ねることはできない。
 - 2 監事は、本連盟の評議員、理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。 (役員の定年制)
- 第 5 条 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満 70 歳未満。その他の役員は満 70 歳未満でなければならない。 ただし、公益財団法人日本サッカー協会役員及び名誉役員はこの限りではない。

(理事の再任制限)

- 第6条 会長は、原則として合計で5任期(10年)を超える期間につき在任できない。
 - 2 副会長、専務理事は、原則として合算して5任期(10年)を超える期間につき在任できない。
 - 3 但し、本規程の施行後に就任した理事に限る。

(理事の再任制限にかかるスポーツ団体ガバナンスコードの遵守)

第7条 理事がスポーツ団体ガバナンスコードに定められた理事の再任制限(10年)を超えて在任する場合、本連盟は、当該コードにおける適合性審査機関に対して、その理由を説明する責任を負うものとする。

(会長)

- 第8条 会長の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 本連盟を代表し、その業務を執行する。
 - (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
 - (3) 事案の決裁及び専決に関する細則に定めるもの。

(副会長)

- 第9条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 会長を補佐する。
 - (2) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め定めた順位に従い、副会長がその職務を 代行する。

(専務理事)

- 第10条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 専務理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき、業務を執行する。

(理事会で選定された業務執行理事)

第11条 定款第34条から37条に基づき理事会の決議によって選定された理事の職務権限は、次のとおりとする。 (1) 理事会の定める担当業務を分掌し、誠実に執行する。

(地域を代表する理事)

第12条 理事には、定款第11条第2項に定める地域フットサル連盟の推薦による者9名(9地域ごとに各1名とする。)が含まれていなければならない。

(代行順序の決定)

第13条 定款第45条2項に定める順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和4年9月4日から施行する。 この規程の改正は、令和5年6月11日とする。